

〇〇学会著作権規程

(目的)

第 1 条 本規程は、会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）から〇〇学会（以下「本学会」という。）に投稿される学術論文等の著作物の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ② 本学会発行の出版物に投稿された論文の根拠データ
 - ③ 本学会に投稿される研究報告
 - ④ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ⑤ (ウェブサイトへ掲載された論文、解説記事等、適宜)
 - ⑥ その他前記①から●に準じるものであって本学会が別途指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、本著作物の著作者をいう。
- (3) 本著作権 本著作物の著作権（財産権）をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

赤字：選択規定

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作物に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって、本学会に帰属するものとする。

- 2 特別な理由により前項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。
- 3 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作物を国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）を許諾するものとする。

第 1 条（目的）について

本条は本規程が学術論文等の著作権の取扱いについて定めるものである旨を明らかにするものであり、さらに必要に応じて学会の目指すべき方向性も記載することが考えられます。雛型のため簡略な記載としていますが、必要に応じて加除修正ください。

第 2 条（定義）について

1号は本著作権規程の対象として、どのような著作物が考えられるかということをも明記しています。一般的には論文誌等に投稿された論文が主な対象となることが想定されますが、学会の活動によってはシンポジウムのプロシーディングスなども対象とすることが必要な場合もあるかと思えます。どこまでを対象とするべきかについては、学会としてどこまでの権利を主張したいか（もしくはどの範囲で著作物を利用したいか）ということと、著作者の意向が関わってくる問題となるため、検討が必要な項目となります。

また、日本の著作権法上、純粋なデータ自体は著作物に該当しないため著作権が発生せず、当該データを含む論文等の著作権者もかかるデータは独占することはできません。しかしながら、② 本学会発行の出版物に投稿された論文の根拠データは、論文を執筆するにあたり研究データ群から著者がデータを選択・編集したものであり、選択・編集によって著作物性が認められる場合もありうることから、本規程上では著作物に含めています。

2号は著作者を定義しています。著作者は基本的には学会員であることが想定されますが、学会員以外の方からの投稿を受け付けている学会向けに、会員「等」という表現にしています。

著作者の権利は大きく著作権（著作者の財産的権利を守る権利で、移転ができる権利）と著作者人格権（著作者の精神的利益を守る権利で、移転ができない権利）の二種類に分けることができます。3号では著作権、4号では著作者人格権について、著作権法上の規定に則って定義しています。

第 3 条（著作権の帰属）について

本条では、著作権が学会に帰属することを明記しています。原則として、論文等の著作権は著作者である執筆者に生じますが、論文等を投稿した時点から学会に帰属する（著作権が譲渡される）旨を定めています。著作権法では、著作権法 27 条（翻訳権、翻案権等）及び 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の権利は、著作権譲渡の対象として明示（特掲）しない限り、譲渡した者に留保されたものと推定されます（著作権法 61 条 2 項）。著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む一切の権利を学会に帰属させたい場合には、著作権譲渡の対象に含まれていると明示するために、「著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）」といった文言にする必要があります。

また、2 項以降においては、たとえば企業会員などの場合で著作権の譲渡ができない場合の取り扱いを記載しています。まず 2 項で、譲渡ができない場合にはその旨を書面で知らせ、協議により取り扱い方法を定めること、次に 3 項で、たとえ譲渡がなされなかったとしても、法令等の許容する範囲内において、学会が著作権の独占的使用許諾を受ける旨を規定しています（使用許諾を受けなければ、学会は出版等ができなくなるためです。）

(4) 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合（第 2 条第 2 項 ●号に定める著作物については、シンポジウム、全国大会、国際会議等が開催されなくなった場合をいう。）、本学会は、本著作物の著作権を本著作者に対して返還する。

赤字：選択規定

（著作者人格権の不行使）

第 4 条 本著作者は、次の各号に該当する場合、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的利用に伴う改変
- (3) 本著作物を要約して、利用する場合
- (4) その他上記に準じる改変

2 前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を創作した場合においても適用される。

3 本学会は、本学会が本著作物を原著物として二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を書面（電子メールを含む）で通知する。

赤字：選択規定

（著作者による著作物の使用）

第 5 条 本著作者は、自ら創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用用途等の本学会が別途定める必要事項を記載した書面により本学会に事前に申請し、その許諾を得るものとする。

2 本学会は、本著作物の利用が、本学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本著作物の発表前後にかかわらず本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。

- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
- (2) プレプリントサーバにおいて、本著作物の査読・校正前原稿を掲載する場合
- (3) 著作権法に定める権利制限規定（第 30 条から第 50 条）に該当する利用
- (4) [適宜加除修正下さい。]

赤字：選択規定

（著作者による保証等）

第 6 条 本著作者は、①本著作物が第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びこれらの出願又は登録に関する権利その他の知的財産権を含む一切の権利を侵害しておらず、本学会への投稿に必要な権利処理を完了していること、②本著作物を二重投稿（プレプリントを除く）していないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物

最後に 4 項では、論文が掲載されないこととなった際に、著作者に対して著作権を返還することを記載しています。これは投稿時をもって学会に著作権が帰属することを 1 項で明記したことに対応するものですが、掲載決定時をもって学会に著作権が帰属するという取り扱いであれば本項は必要ありません。

第 4 条（著作者人格権の不行使）について

著作者人格権は譲渡することができない権利のため、一定の場合には著作者が著作者人格権を行使しないということを定めています。著作者人格権の詳細な説明はここでは省きますが、著作者人格権を行使されると、著作物の公表、内容の翻案、翻訳等の編集が自由に行えなくなるため、著作物の利用の円滑化等の観点から本項を規定しています。

選択規定としての 3 項は、学会が本著作物を原著物として二次的著作物（著作物を翻訳、翻案等したもの。著作権法第 2 条 1 項 11 号に規定されている）を創作する際や第三者に本著作物の利用を許諾する場合に、著作者に対して通知をするという規定であり、著作者の視点に立った規定となっています。

第 5 条（著作者による著作物の使用）について

本条は、文字通り著作者による著作物の利用を学会としてどこまで許諾するかということの規定したものです。どこまで認めるかという点については、学会としての著作物の取り扱いの基本的な立場によって異なるものであるため、本条は特に精査してください。

現状の雛型例では、著作者が著作物の利用を希望した場合、学会に書面で事前に申し出れば、その利用が学会の目的又は活動趣旨に反しない限り原則として認めるというスタンスに立っています（2 項）

また、3 項 1 号では、即時オープンアクセスの義務化に対応するため著作者の所属団体の機関リポジトリであれば学会の許諾を得ることなく自由に公開できるという規定を採用しています。

3 項 2 号については、アイデアを迅速に共有、他の研究者からのフィードバックを得ることを目的として、査読を受け掲載される以前の状態の論文を「プレプリント」として公開することが今日、多くの学術分野で認められているために示しています。

3 項 3 号では、著作権法に定められている、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる場合に該当する場合、すなわち権利制限規定（著作権法第 30 条から第 50 条）に該当する場合は、著作権者である本学会の許諾なしに著作物を利用できる旨を確認的に規定しています。

3 項については、著作者による著作物の利用を広範に認め、流動性を高めたいという考えをお持ちである場合、許諾事項を追加いただくことも可能です。

第 6 条（著作者による保証等）について

本条は、著作物が①第三者の権利を侵害しておらず、学会への投稿に必要な権利処理を完了済であること、②二重投稿ではないこと、③共同著作である場合、投稿に際し全共同著作者の了解を得ていることを著作者に対して保証させるために設けている条文です。いずれも保証がなされないと、以後の論文公開に際し問題が生じる可能性があるものであるため、全文を雛型例に含めていますが、著作権規定とは別途、投稿規程などで本条に類する規定を設けられている場合には、当該規定との調整を行うことになります。

他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用している場合には、出典を明記する。

赤字：選択規定

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作権の譲渡及びその利用許諾(著作権の設定を含む。)をしてはならない。

(ライセンスの設定)

第8条 本著作者は、本学会に対し、本著作物にクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY 4.0)を付与することを求める権利を有する。

赤字：選択規定

(紛争解決に関する協力)

第9条 本著作物に対する第三者による権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第10条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

また、著作権法上、報道、批評、研究等の目的で、他人の著作物を「引用」して利用する場合、著作権者の許諾なしに利用することができます。適法な引用の条件としては、①公表済の著作物であること、②「公正な慣行」に合致すること(引用を行う必然性があるか、引用部分がカギ括弧などにより明確になっているか)、③引用の目的上「正当な範囲内」であること(引用部分がサブで、その他の部分がメインであって(「主従関係」)、引用される分量が必要最小限である)、④出典を明示する、を全て満たす必要があります。

第7条(二重譲渡の禁止)について

本条は、著作者が学会に対して譲渡する著作権が他者にも二重で譲渡されることがないよう確認的に規定を設けているものです。

第8条(ライセンスの設定)について

本条はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(以下「CCライセンス」という。)の設定を希望する著作者に対応するために設ける規定となります。CCライセンスは国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する世界的に用いられたライセンスであり、著作物の利用条件を所定のマークを組み合わせで示します。別途申請等を行う必要はありません。

CCライセンスには①一度ライセンスを設定した場合は撤回することができない、②一つの著作物に複数のライセンスを設定することができるという特徴があります。①については、当該ライセンスを付与する際には必ずご注意ください。②については、CCライセンス以外の独自ライセンスを付与することも可能となります。

なお、CCライセンスの条件にはNC(非営利)、ND(改変禁止)という項目が存在しますが、非営利に該当する事項が曖昧であることや、第三者による論文の要約が改変禁止に該当しうる点など大きな懸念事項があり、学協会運営上のトラブルを避けるという観点において、NC、NDライセンスを設定しないことを強く推奨します。

第9条(紛争解決に関する協力)について

本条は著作物に関する紛争が起きた又はそのおそれがある場合、著作者、学会のいずれかのみが対応に当たるのではなく、双方が協力して対応を行う旨を確認的に示しています。著作権関連で何らかのトラブルが起こった場合の基本的な対応スタンスを示すもので、学会によっては学会が主導的に対応するなどのスタンスをお持ちのところもあるかと思えます。その場合には加除修正ください。

第10条(協議)について

本条は本規程の想定外の事象が起こった際の対応の基本姿勢を確認的に示しています。第9条で紛争が起こった際の基本姿勢を示しているのに対し、本条はその他の場合全般に対して適用されるものです。

〇〇学会著作権規程

(目的)

第 1 条 本規程は、会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）から〇〇学会（以下「本学会」という。）に投稿される学術論文等の著作物の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ② 本学会発行の出版物に投稿された論文の根拠データ
本学会に投稿される研究報告
 - ③ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ④ (ウェブサイトへ掲載された論文、解説記事等、適宜)
 - ⑤ その他前記①から④に類するものであって本学会が別途指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、本著作物の著作者をいう。
- (3) 本著作権 本著作物の著作権（財産権）をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作物の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作物人格権 本著作物に関する著作物人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

赤字：選択規定

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作物の著作権は、本著作者に帰属する。

- 2 本著作物に関連して、本学会が本著作物を原著作物として創作した二次的著作物及び編集著作物の著作権は学会に帰属する。

(著作権の使用許諾)

第 4 条 本著作者は、本学会に対して、本著作物を国内外で無償で非独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）を許諾する。

第 1 条（目的）について※

本条は本規程が学術論文等の著作権の取扱いについて定めるものである旨を明らかにするものであり、さらに必要に応じて学会の目指すべき方向性も記載することが考えられます。雛型のため簡略な記載としていますが、必要に応じて加除修正ください。

第 2 条（定義）について※

1号は本著作権規程の対象として、どのような著作物が考えられるかということを示しています。一般的には論文誌等に投稿された論文が主な対象となることが想定されますが、学会の活動によってはシンポジウムのプロシーディングスなども対象とすることが必要な場合もあるかと思えます。どこまでを対象とするべきかについては、学会としてどこまでの権利を主張したいか（もしくはどの範囲で著作物を利用したいか）ということと、著作者の意向が関わってくる問題となるので、検討が必要な項目となります。

また、日本の現行法上、純粋なデータ本体には著作権が発生せず、当該データを含む論文等の著作者もかかるデータは独占することはできません。しかしながら、② 本学会発行の出版物に投稿された論文の根拠データは、論文を執筆するにあたり研究データ群から著者が選択的にデータを編集したものであり、選択・編集の過程で創作性が発生しうると考え、本規程上は著作物に包摂しています。

2号は著作者を定義しています。著作者は基本的には学会員であることが想定されますが、学会員以外の方からの投稿を受け付けている学会向けに、学会員「等」という表現にしています。著作者の権利は大きく著作権（著作者の財産的権利を守る権利で、移転ができる権利）と著作物人格権（著作者の精神的利益を守る権利で、移転ができない権利）の二種類に分けることができます。3号では著作権、4号では著作物人格権について、著作権法上の規定に則って定義しています。

第 3 条（著作権の帰属）について

本条 1 項では、著作権法の原則どおり、著作権が著作者に帰属することを確認的に定めています。また、2 項においては、投稿された著作物に関連して、学会が著作物を原著作物として創作した二次的著作物（著作物を翻訳、翻案等をしたもの。著作権法第 2 条 1 項 11 号に規定されている）および編集著作物の著作権が学会に帰属することを明記しており、これは学会が作成した学会誌の著作権までも著作者に帰属するものではないことを明示したものとします。

第 4 条（著作権の使用許諾）について

本条では、著作物を学会が自由に使用できるよう、国内外における使用権を学会が保有する旨記載しています。本条があることで、著作権が学会に帰属しないとしても、著作物の独占的な利用が可能となります。また、サブライセンスを行うことについても許諾対象としているため、第三者に対して利用を許諾することも可能となります。

2 前項の規定にかかわらず、本学会は、本著作物を利用する場合、事前に本著作者に書面（電子メールを含む）で通知する。

赤字：選択規定

（著作者人格権の不行使）

第 5 条 本著作者は、次の各号に該当する場合、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的利用に伴う改変
- (3) 本著作物を要約して、利用する場合
- (4) その他上記に準じる改変

2 前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を創作した場合においても適用される。

3 本学会は、本学会が本著作物を原著物として二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を書面（電子メールを含む）で通知する。

赤字：選択規定

（著作者による著作物の使用）

第 6 条 本著作者は、自ら創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用用途等の本学会が別途定める必要事項を記載した書面により本学会に事前に申請し、その許諾を得るものとする。

2 本学会は、本著作物の利用が、本学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本著作物の発表前後にかかわらず本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。

- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリ等への保存及び公開を含む。）
- (2) プレプリントサーバにおいて、本著作物の査読・校正前原稿を掲載する場合
- (3) 著作権法に定める権利制限規定（第 30 条から第 50 条）に該当する利用
- (4) [適宜加除修正下さい。]

赤字：選択規定

（著作者による保証等）

第 7 条 本著作者は、①本著作物が第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びこれらの出願又は登録に関する権利その他の知的財産権を含む一切の権利を侵害しておらず、本学会への投稿に必要な権利処理を完了していること、②本著作物を二重投稿（プレプリントを除く）していないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同

2 項では、選択規定として、学会が著作物を利用する際に著作者に対して事前に通知を行う旨を規定していません。こちらは学会の負荷状況を踏まえて採用をご検討ください。

第 5 条（著作者人格権の不行使）について

一定の場合には著作者が著作者人格権を行使しないということを定めています。著作者人格権の詳細な説明はここでは省きますが、著作者人格権を行使されると、著作物の公表、内容の翻案、翻訳等の編集が自由に行えなくなるため、著作物の利用の円滑化等の観点から本項を規定しています。選択規定としての 3 項は、学会が本著作物を原著物として二次的著作物を創作する際や第三者に本著作物の利用を許諾する場合に、著作者に対して通知をするという規定であり、著作者の視点に立った規定となっています。

第 6 条（著作者による著作物の使用）について

本条は、文字通り著作者による著作物の利用を学会としてどこまで許容するかということの規定したものです。著作権は著作者に帰属することとなっていますが、第 4 条において学会に独占的使用が許諾されていますので、第 4 条との関係で規定された条文となります。どこまで認めるかという点については、学会としての著作物の取り扱いの基本的な立場によって異なるものであるため、本条は特に精査してください。

現状の雛型例では、著作者が著作物の利用を希望した場合、学会に書面で事前に申し出れば、その利用が学会の目的又は活動趣旨に反しない限り原則として認めるというスタンスに立っています（2 項）

また、3 項 1 号では、即時オープンアクセスの義務化に対応するため著作者の所属団体の機関リポジトリ等であれば学会の許諾を得ることなく自由に公開できるという規定を採用しています。

3 項 2 号については、アイデアを迅速に共有、他の研究者からのフィードバックを得ることを目的として、査読を受け掲載される以前の状態の論文を「プレプリント」として公開することが今日、多くの学術分野で認められているために示しています。

3 項 3 号では、著作権法に定められている、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる場合に該当する場合、すなわち権利制限規定（著作権法第 30 条から第 50 条）に該当する場合は、著作権者である本学会の許諾なしに著作物を利用できる旨を確認的に規定しています。

3 項については、著作者による著作物の利用を広範に認め、流動性を高めたいという考えをお持ちである場合、許諾事項を追加いただくことも可能です。

第 7 条（著作者による保証等）について※

本条は、著作物が①第三者の権利を侵害しておらず、学会への投稿に必要な権利処理を完了済であること、②二重投稿ではないこと、③共同著作物である場合、投稿に際し全共同著作者の了解を得ていることを著作者に対して保証させるために設けている条文です。いずれも保証がなされると、以後の論文公開に際し問題が生じる可能性があるものであるため、全文を雛型例に含めていますが、著作権規定とは別途、投稿規程などで本条に類する規定を設けられている場合には、当該規定との調整を行うこととなります。

著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

赤字：選択規定

(著作者による処分禁止)

第 8 条 本著作者は、本学会の書面による事前の許諾なくして本著作権の譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行ってはならない。

(ライセンスの設定)

第 9 条 本著作者は、本著作物にクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY 4.0)を付与する権利を有する。

赤字：選択規定

(紛争解決に関する協力)

第 10 条 本著作物に対する第三者による権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第 11 条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

また、著作権法上、報道、批評、研究等の目的で、他人の著作物を「引用」して利用する場合、著作権者の許諾なしに利用することができます。適法な引用の条件としては、①公表済の著作物であること、②「公正な慣行」に合致すること（引用を行う必然性があるか、引用部分がカギ括弧などにより明確になっているか）、③引用の目的上「正当な範囲内」であること（引用部分がサブで、その他の部分がメインであって（「主従関係」）、引用される分量が必要最小限である）、④出典を明示する、を全て満たす必要があります。

第 8 条（著作者による処分禁止）について

本条は、著作者が著作権を勝手に処分することを禁ずる規定となります。著作権が第三者に譲渡等処分されてしまうと、著作物の利用ができなくなるおそれがあるため、本条を定めています。

第 9 条（ライセンスの設定）について

本条はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CC ライセンス」という。）の設定を希望する著作者に対応するために設ける規定となります。CC ライセンスは国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する世界的に用いられたライセンスであり、著作物の利用条件を所定のマークを組み合わせ示します。別途申請等を行う必要はありません。

CC ライセンスには①一度ライセンスを設定した場合は撤回することができない、②一つの著作物に複数のライセンスを設定することができるという特徴があります。①については、当該ライセンスを付与する際には必ず注意するよう著作者にお伝えください。②については、CC ライセンス以外の独自ライセンスを付与することも可能となります。

なお、CC ライセンスの条件には NC(非営利)、ND(改変禁止)という項目が存在しますが、非営利に該当する事項が曖昧であることや、第三者による論文の要約が改変禁止に該当しうる点など大きな懸念事項があり、学協会運営上のトラブルを避けるという観点において、NC, ND ライセンスを設定しないことを強く推奨します。

第 10 条（紛争解決に関する協力）について

本条は著作物に関する紛争が起きた又はそのおそれがある場合、著作者、学会のいずれかのみが対応に当たるのではなく、双方が協力して対応を行う旨を確認的に示しています。著作権関連で何らかのトラブルが起こった場合の基本的な対応スタンスを示すもので、学会によっては学会が主導的に対応するなどのスタンスをお持ちのところもあるかと思しますので、その場合には加除修正ください。なお、著作権を侵害する者に対する差止請求権（利用の差止等）については著作権者のみに認めるという見解もあることから、著作者による対応が必要となり得ます。

第 11 条（協議）について※

本条は本規程の想定外の事象が起こった際の対応の基本姿勢を確認的に示しています。第 10 条で紛争が起こった際の基本姿勢を示しているのに対し、本条はその他の場合全般に対して適用されるものです。